

地域脱炭素化促進事業に係る促進区域の設定に関する県基準（案）に寄せられた意見とそれに対する県の考え方

No.	提出された意見	県の考え方	反映状況
1	P2【表1】促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（除外区域）について 文化財に関して、国指定文化財、県指定文化財だけでなく、市町村指定文化財も含めるべきだと考える。あわせて、右欄に「各市町村の文化財保護条例」を追記すべきである。 市町村よりも県が上位にあるからといって、市町村指定文化財が危険にさらされる恐れがある場合には、促進区域に含めるべきではないはずである。このままでは、市町村指定の文化財を軽視しているように捉えられかねない。 環境省令第5条の4第2項第1号では、市町村指定の文化財を除外する旨の言及はされておらず、他の自治体では、例えば、福島県の「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に係る基準」では、「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（除外区域）」の説明において、「各市町村の文化財保護条例」としっかり明記されている。	市町村指定文化財については、各市町村が促進区域設定のための協議会等において、地域固有の要素を踏まえ検討し、その取扱いを定めることが重要であると考えます。 また、県内すべての市町村において文化財保護条例が制定されており、促進区域の設定に当たっては必要に応じてそれぞれの条例に基づき検討がなされるものと考えられることから、現時点で県基準の除外区域に含めることは考えておりません。なお、県基準は、必要があると認めるときは、適宜見直しを行うこととしております。	反映困難
2	P7【表3】促進区域の設定に当たり考慮を要する環境配慮事項について（以下はいずれも文化財に関する項目） ・収集すべき情報：「文化財（天然記念物、登録記念物、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化財（建造物）、県重宝（建造物）、指定相当の埋蔵文化財）」に、市町村指定の文化財も含めるべきだと考える。理由は1件目と同様。	市町村指定文化財については、各市町村が促進区域設定のための協議会等において、地域固有の要素を踏まえ検討し、その取扱いを定めることが重要であると考えます。 また、県内すべての市町村において文化財保護条例が制定されており、必要に応じてそれぞれの条例に基づいた対応がなされるものと考えられることから、県基準としてお示しする必要はないものと考えます。	反映困難

地域脱炭素化促進事業に係る促進区域の設定に関する県基準（案）に寄せられた意見とそれに対する県の考え方

No.	提出された意見	県の考え方	反映状況
3	P.7【表3】促進区域の設定に当たり考慮を要する環境配慮事項について（以下はいずれも文化財に関する項目） ・収集すべき情報：「文化財（天然記念物、登録記念物、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化財（建造物）、県重宝（建造物）、指定相当の埋蔵文化財）」に、「周知の埋蔵文化財包蔵地」も含めるべきと考える。埋蔵文化財に関して、文化財保護の観点からは、「指定相当の埋蔵文化財」だけでは不十分であり、「文化財となりうるものが包含されている可能性のある土地」である「周知の埋蔵文化財包蔵地」も含めることを求める。	周知の埋蔵文化財包蔵地については、各市町村教育委員会において開発事業に係る手続き等が行われることから、県基準としてお示しする必要はないものと考えます。	反映困難
4	P.7【表3】促進区域の設定に当たり考慮を要する環境配慮事項について（以下はいずれも文化財に関する項目） ・収集方法に、「市町村担当課に確認」を追加すべきと考える。市町村指定の文化財や「周知の埋蔵文化財包蔵地」に関する情報に関して、市町村との連携は必須である。	上記2・3の理由により追加しないこととします。	反映困難
5	P.1【1 策定の趣旨】 「市町村の促進区域設定を県としても支援していくこととしています。」との記載は適切であると考えます。共生区域の指定にあたっては、市町村の負担にも十分配慮していただく必要があります。共生条例に基づく共生区域の一つとして温対法に基づく促進区域が想定されているところ、市町村にとっては、リソースも限られている中で、総合的なコストがかかってしまうという側面があります。共生区域の活用を円滑に進めるためにも、市町村に対して、県によるノウハウ・人的リソース・財政面における積極的かつ十分な支援が欠かせないと考えます。市町村のニーズを踏まえた、県による支援の内容の具体化を望みます。	温対法に基づく促進区域の設定をはじめとした市町村による地域脱炭素の取組を支援するため、県では、令和6年10月に「あおり地域脱炭素支援チーム」を設置し、市町村のニーズに応じた伴走支援を行っているところです。 温対法に基づく促進区域が適切に設定され、本県において地域と共生する再生可能エネルギーの導入が図られるよう、今後も市町村による取組を支援していきます。	実施段階検討

地域脱炭素化促進事業に係る促進区域の設定に関する県基準（案）に寄せられた意見とそれに対する県の考え方

No.	提出された意見	県の考え方	反映状況
6	P2【4 促進区域の設定に係る青森県基準】 P.7【参考 国の基準（促進区域設定に係る環境省令） 現行の国の基準を超えて、青森県が独自に国よりも厳しい規制を設けることは、基本的に避けていただきたいと思います。仮に、国より厳しい規制を県が独自に設ける場合には、その規制根拠が明確に示された上で、十分かつ丁寧な議論・検討がなされる必要があると考えます。また、再エネの導入に積極的な市町村の意向を十分に踏まえていただくことが重要であると考えます。	本県基準（案）の除外区域及び考慮区域は、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例（案）」のゾーニングとあわせて検討したものです。 共生制度の目的に照らし、有識者会議等において保護する必要性について議論を重ねた上で、県として保護する特別な区域を保護地域及び除外区域として設定しています。 いただいた意見については、今後の参考にさせていただきます。	反映困難
7	P2【表1 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（除外区域）】 「除外区域」に自然公園区域の2種・3種も含まれていますが、現行自然公園法施行規則では、再エネ発電施設の新築・改築・増築は禁止されておりません。自然公園区域の2種・3種については「除外区域」とするのではなく、事業実施の余地が残る「考慮区域」としていただきたいと思います。同様に、「緑の回廊」やその他、国の基準では除外区域となっていないエリアについても、「除外区域」とするのではなく、事業実施の余地が残る「考慮区域」としていただきたいと思います。特に風力に関しては、風力発電に適した風況が期待できる上記のエリアについて、一律に「除外区域」とすることは適当ではなく、「考慮区域」としておくことで、一定の条件を満たした場合には、事業実施が可能となる余地を残していただくことを求めます。	上記6に同じ	反映困難

地域脱炭素化促進事業に係る促進区域の設定に関する県基準（案）に寄せられた意見とそれに対する県の考え方

No.	提出された意見	県の考え方	反映状況
8	P.6-7【表3 促進区域の設定に当たり考慮を要する環境配慮事項】 <区分5> その他県が必要と判断するもの 地域固有の要素（自然環境、景観、歴史・文化等）や必ずしも国の基準によらない区分の設定・検討にあたっては、その根拠の説明や予見可能性の観点なども踏まえ、再エネの促進を過度に妨げることのないよう配慮していただきたいと思います。	本県基準（案）の考慮を要する環境配慮事項については、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例（案）」のゾーニングとあわせて検討し、県として考慮を要する環境配慮事項として明示したものです。 いただいた意見については、今後の参考にさせていただきます。	反映困難
9	P.7【5 基準の見直し】 適切な記載であると考えます。なお、本基準の見直しの検討にあたっては、再エネの導入に積極的な市町村の意向も十分に踏まえていただくことが重要であると考えます。	いただいた意見については、今後の参考にさせていただきます。	実施段階検討